



長野県報

8月8日(月)
平成17年
(2005年)
第1683号

目 次

告 示

環境改善事業補助金交付要綱の廃止（ユマニテ・人間尊重課）	1
環境改善等事業補助金交付要綱の廃止（ユマニテ・人間尊重課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止（厚生課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の名称の変更（厚生課）	2
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定（厚生課）	2
生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定（厚生課）	2
都市計画事業の事業計画の変更認可（水環境課生活排水対策室）	3
基本測量の実施（監理課）	3
公共測量の実施（監理課）	3
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	3

公 告

一般競争入札（水環境課生活排水対策室）	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	4
農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧（農政課）	5
都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）	5
一般競争入札（教学指導課）	5
一般競争入札（水環境課生活排水対策室）	6

正誤（7件）（情報公開課）	6
---------------	---

告 示

長野県告示第340号

環境改善事業補助金交付要綱（昭和35年長野県告示第339号）は廃止し、平成16年度以前の年度のこの告示による廃止前の環境改善事業補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成17年8月8日

長野県知事 田 中 康 夫

ユマニテ・人間尊重課

長野県告示第341号

環境改善等事業補助金交付要綱（昭和51年長野県告示第347号）は、廃止します。

平成17年8月8日

長野県知事 田 中 康 夫

ユマニテ・人間尊重課

長野県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成17年8月8日

長野県知事 田 中 康 夫

歯科又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
井出薬局	南佐久郡佐久穂町高野町2918番地	平成17年6月30日
豊里薬局	南佐久郡小海町豊里299-1	平成17年6月30日
医療法人 歯科田口医院	須坂市大字須坂1433-4	平成16年3月1日

厚 生 課

長野県告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成17年8月8日

長野県知事 田 中 康 夫

診療所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変更年月日
		新	旧	
こやまクリニック	佐久市蓬田232-1	こやまクリニック	小山医院	平成17年1月1日

厚 生 課

長野県告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成17年8月8日

長野県知事 田 中 康 夫

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東町薬局	南佐久郡佐久穂町高野町2917-10	平成17年7月1日
豊里薬局	南佐久郡小海町豊里299-1	平成17年7月1日
くろごうち内科循環器科医院	伊那市伊那部1664-3	平成17年7月1日
旭ヶ丘歯科クリニック	須坂市大字小河原2113-4	平成17年8月1日

厚 生 課

長野県告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成17年8月8日

長野県知事 田 中 康 夫

施術者

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
百瀬智	松本市島立3253	三ノ宮接骨院	松本市寿豊丘1180-9 ドミール寿102	平成17年8月1日
伊藤直也	塩尻市広丘吉田909-10	-----	-----	平成17年7月1日

厚生課

長野県告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年8月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
坂城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
坂城都市計画下水道事業 坂城町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年9月5日から
平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

水環境課生活排水対策室

長野県告示第347号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成17年8月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類
基本測量（2,500レベルG I S基盤情報修正）
- 2 作業期間
平成17年8月15日から平成18年3月31日まで
- 3 作業地域
長野市、松本市、飯田市、大町市、塩尻市、佐久市、小県郡丸子町、上伊那郡箕輪町、下伊那郡松川町、南安曇郡豊科町・三郷村、下高井郡野沢温泉村

監理課

長野県告示第348号

穂高町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年8月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類
公共測量（穂高駅西地区土地区画整理事業現況図作成）
- 2 作業期間
平成17年8月8日から平成17年10月28日まで
- 3 作業地域
穂高町穂高駅西地区

監理課

長野県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成17年8月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 市街化区域
平成16年長野県告示第355号で定めた長野都市計画市街化区域に長野市稻里町中水鉋字上荒沢、字西川原及び字中川原の各一部を加える。
 - (2) 市街化調整区域
長野都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び長野市役所

都市計画課